

開業社会保険労務士・社会保険労務士法人の皆さまへ

# 社会保険労務士賠償責任保険制度

社労士業務の遂行に起因して発生した不測の事故について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、補償します。

思いがけないリスクに備えるために

指導・認識誤り

書類提出の失念

期限誤認

団体割引|20%の保険料適用で安心の補償!

開業社労士1人  
事務所の場合

年間保険料:13,200円(月額換算:1,100円)で  
損害賠償1請求あたり1,000万円(保険期間中3,000万円)まで  
補償されます。(Aタイプ加入の場合)

◆**制度の仕組み** 以下2つのパターンでご加入が可能です。

ご契約パターン

1

主契約

のみのご加入

ご契約パターン

2

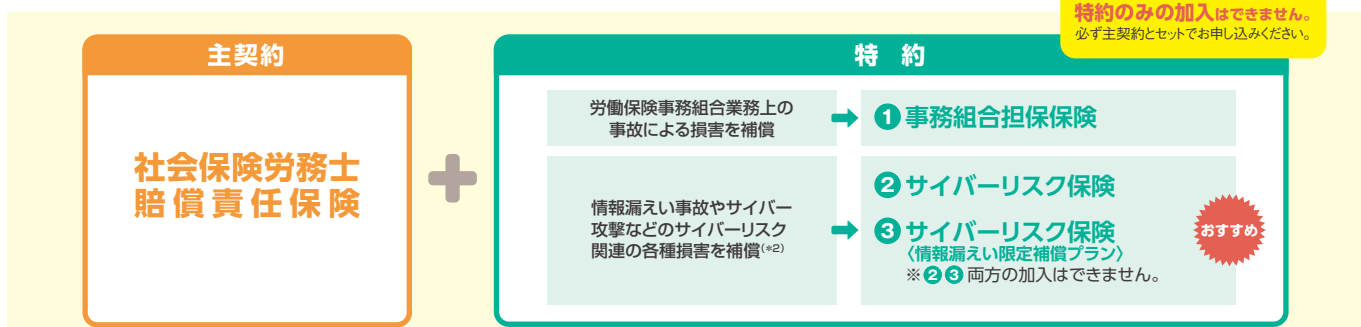
主契約

+

特約<sup>(※1)</sup>

でご加入

(※1)特約は下記の①～③をご用意しています(特約付加は任意でご選択いただけます。)



(※2)労働保険事務組合業務におけるサイバーリスク・情報漏えいに起因する損害は補償対象外です。(サイバーリスク保険またはサイバーリスク保険〈情報漏えい限定補償プラン〉にご加入いただいた場合でも補償対象外です。)

保険  
期間

2025年12月1日午後4時から2026年12月1日午後4時までの1年間

新規・中途加入は毎月25日までに申し込みおよび月末までに保険料お振込みをいただいた場合、翌月1日午後4時から補償開始です(ただし、11月始期分を除く)。詳しい手続期間と保険料の支払期限についてはパンフレットをご覧ください。



<https://www.sr-service.jp>

ご加入・ご更新は **お申込みWebサイト** からお手続きください。

社労士 保険 エスアールサービス 検索

※お申込みWebサイトへは、取扱代理店エス・アール・サービスHPよりアクセスください。



この保険は、全国社会保険労務士会連合会を保険契約者とし全国社会保険労務士会連合会に登録されている開業会員等を被保険者とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は全国社会保険労務士会連合会が有します。保険料集金事務については、全国社会保険労務士会連合会にて実施しています。

お問い合わせ先

取扱代理店

有限会社 エス・アール・サービス  
〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町3-2-12  
社会保険労務士会館  
TEL 03-6225-4873

引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社(幹事保険会社)  
担当課: 広域法人部法人第二課  
〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4  
TEL 03-3515-4153  
三井住友海上火災保険株式会社(非幹事保険会社)



全国社会保険労務士会連合会